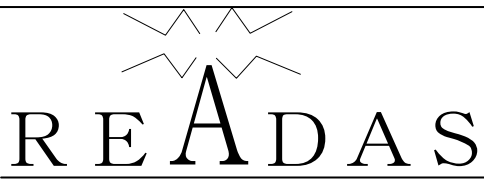


第 5780 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月23日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 配当所得に対する住民税

Q：株式の配当について、住民税の申告は必要ですか？

A：必要になる場合もあります。

【解説】

配当に対する住民税は、次の配当がある者については申告が必要です。申告は、所得税の確定申告書第2表(新様式)の住民税に関する事項の欄の「配当所得に関する住民税の特例」欄に金額を記載することで完了します。

①未上場株式等の配当

少額配当は所得税では申告不要ですが、住民税では申告が必要です。

少額配当とは、1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$10万円 \times \text{配当計算期間の月数(最高12か月)} \div 12$

②上場株式等の配当所得のうち大口株主分

大口株主とは、発行済み株式総数の3%以上を所有する株主をいいます。

なお、上場株式等の配当等(大口株主等を除く)は、原則として、申告不要ですが、各種所得控除を受けようとするときは、総合課税又は申告分離課税を選択して申告することができます。この場合には、所得税の確定申告書第2表(新様式)の配当割額控除額に配当割額を記載します。

所得税と異なる課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択することもでき、この場合には納税通知書が送達される日までに市民税・府民税申告書を提出します。

